

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国際の平和と安定に対する取組		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑦
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算の状況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	1,658,387	1,690,547	1,901,686	1,785,313	2,064,134	
		<1,205,993>	<1,228,054>	<1,057,163>	<1,029,722>	<968,216>	
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	△ 2,268	0	△ 9,037	0		
		<0>	<0>	<0>	<0>		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	43,202	0	△ 2,203			
		<0>	<0>	<0>			
	計（千円）	1,699,321	1,690,547	1,890,446			
		<1,205,993>	<1,228,054>	<1,057,163>			
執行額（千円）		1,655,138	1,616,627	1,763,963			
		<1,205,993>	<1,228,052>	<1,057,163>			
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		（達成すべき目標） (1) 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること。 (2) アジア太平洋地域の平和と安定の確保及び日本国民の生命及び財産の保護するため、海上の安全を確保すること (3) 国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化する。 (4) 国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること。 (5) 国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進する。また、これらを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献する。 (6) 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進。 (7) 大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和の安全を確保すること。 (8) 原子力の平和利用のための国際協力の推進。 (9) 我が国及び全世界の科学技術水準の向上を図るとともに、地球規模課題の解決に貢献すること。 （目標の達成度合いの測定方法） (1) 時宜を得た課題に関する委託調査や研究会の実施など、国内外の有識者との積極的な連携強化、外交青書の作成などを通じた外交政策の積極的な対外発信の実施等の状況。 (2) 可能な限り多くのA R F関連会合及び二国間の安全保障対話を実施し、民間レベル（トラック２）の枠組みに積極的に参加する。また、可能な限り多くの海上安全保障に係る国際会議及び他国との協議に参加する。 (3) 国際平和協力法に基づく要員派遣、物資協力の推進状況や、平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績など。 (4) 国際的なテロ対策協力の強化、途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化、国際組織犯罪対策における国際協力の進展のための貢献。 (5) 安保理改革をはじめとする国連改革の推進、国連総会出席や各種会談・協議等あらゆる機会を通じた国連及び国連諸機関との連携強化、国際社会の平和と安全への積極的な取組、国際機関邦人職員の増強、我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の増進。 (6) ①国連の各種人権フォーラムにおける議論への積極的な参加や二国間の人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進、②社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国際協力への積極的参加、③主要人権条約の履行及び国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の締結・実施、④難民や難民認定申請者等が我が国社会に適應するための各種支援・保護、第三国定住による難民受入れ等。 (7) 軍縮・不拡散体制の強化に対する我が国の貢献。 (8) I A E A等国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用の確保・推進への我が国の貢献。 (9) 科学技術・宇宙分野における二国間及び多国間協力による我が国の貢献。					

政策評価結果を受けて 改善すべき点	(1) 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、有識者や研究機関との継続的な連携強化や知見の活用が重要であり、また、対外発信事業も引き続きタイミング良くかつ積極的に実施していく必要がある。 (2) アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため域内の紛争の平和的解決に向けた制度作りに更なる努力を傾注する。また、A R Fの機能強化、予防外交への取組促進、及びA R F機能改善のための貢献等を引き続き適切に実施するとともに、各国との継続的な安全保障対話や、民間レベル（トラック2）の枠組みを通じ安全保障分野における協力関係を引き続き進展させる。 海洋国家・貿易国家である我が国にとって重要な課題である海上の安全の確保のためには、他省庁、民間企業や有識者等とも連携強化が重要であり、諸外国とも協力しながら、二国間及び国際機関を通じた施策や支援を引き続き効果的に実施していく。また、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、引き続き、周辺国の海上保安能力の向上支援、不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組を継続する。 (3) 国際平和協力に関する活動の全般については、予算及び人的資源に限られる中、我が国の政策の分析やネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視することで、低コストで成果を出してきており、引き続き、効率的な施策の実施を目指す。 (4) テロ対策は複雑で息の長い取組が必要とされるため、継続性を維持しつつも、柔軟で多面的なアプローチによる取組を発展させていく。 国際組織犯罪対策については、我が国が未締結である関連条約締結に向けて引き続き努力することが必要であり、国内における人身取引対策の強化や途上国における犯罪防止対策事業などで、引き続き積極的なイニシアティブをとっていく。 (5) 引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けた貢献を継続し、改革の実現に向け議論を主導していく。また、各種研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し、我が国の施策に対する内外の理解促進に取り組む。さらに、国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。 (6) 近年、国際社会における「人権の主流化」の動きが加速化している中で、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するためにも、引き続き、国連の各種人権フォーラム等の議論への積極的な参加や人権条約の履行等を行う他、国際貢献及び人道支援の観点から条約難民等への支援や第三国定住の取組を推進する。また、ハーグ条約の締結・実施に向けての準備を進める。 (7) 唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を着実に進めていくことは、我が国を含め国際社会の平和と安全の維持という形で、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。特に、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運の高まりを見せる今日においては、時機を逸せず、核軍縮・不拡散の取組を積極的に推進していくべきである。 (8) 福島第一原発事故の収束、国際的な原子力安全の向上及び原子力の平和的利用を推進するための施策を企画立案し、実施していく。 (9) 重点施策が決定された宇宙分野では、「宇宙外交の推進」及び「国際的な対応が必要な課題（宇宙ゴミなど）への対応」が求められる中、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況	(1) 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者や研究機関との連携強化、中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業を、引き続き積極的に実施。 (2) 大幅な予算増加はない一方で、各種会議への参加出張者人数等を減らすなど、人的投入資源を押さえつつ、多くの会合等に出席するための予算要求を行うこととした。 ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施するため、海上安全保障の促進に関する予算を引き続き要求している。 (3) 平和構築人材育成事業については、一層効率的に目標の達成を目指すとともに、国際平和協力法に基づく要員派遣及び物資協力については、一層の拡充を目指すこととした。 (4) 現在行っている事業を着実に継続実施していく必要があるところ、自国の安全確保のみならず国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組むために必要な予算を確保する。 (5) 現在行っている事業を着実に継続実施していく必要があるところ、安保理改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けた取り組みの強化、国連改革の進展に資する国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の強化、邦人職員増強に必要な予算の確保を目指す。 (6) 我が国の人権及び民主主義分野での外交政策に関する意見交換、国際人権・人道法の普及、理解の増進等、ならびに政府報告の作成・提出を含む主要人権条約の履行及びハーグ条約実施に向けての関連の経費を要求している。また、我が国における難民や難民認定申請者が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、難民認定者の我が国定住のための各種支援事業、難民認定申請者の生活保護等のための経費及び平成22年度より開始している第三国定住に係る国内における支援事業に必要な経費を要求している。 (7) 我が国は、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及び兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化・効率化、輸出管理体制の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っているが、今般の政策評価結果を受けて、必要な調整を行った結果が反映されている。 (8) 事業をより効率的・効果的に実施するとの観点から、原子力協定締結関係経費を減額要求した。 (9) 我が国及び国際社会の科学技術力向上、我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化を積極的に行っているが、今般の政策評価結果を受けて、必要な調整を行った結果が反映されている。また、宇宙分野では「国際的な対応が必要な課題（宇宙ゴミなど）」に関する事業を要求している。

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国際の平和と安定に対する取組					番号	⑦	(千円)	
	予 算 科 目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	1,747,975	1,669,733	△ 51,861
	A	2	一般	外務本省	分野別外交費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	12,682	13,250	
	A	3	一般	外務本省	東日本大震災復旧・復興分野別外交費	東日本大震災復旧・復興に係る国際の平和と安定に対する取組に必要な経費		357,259	
	A	4	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	24,656	23,892	△ 326
	小計						1,785,313	2,064,134	△ 52,187
対応表において◆となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	C	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関における邦人職員増強に必要な経費（成果重視事業）	< 1,029,722 >	< 968,216 >	
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計						<1,029,722> の内数	<968,216> の内数	
対応表において◇となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
							の内数	の内数	
合計						1,785,313 <1,029,722> の内数	2,064,134 <968,216> の内数	△ 52,187	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国際の平和と安定に対する取組					番号	⑦	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減			
北東アジア協力対話開催経費	A	1	4,567	3,644	△ 923	△ 966	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（出張旅費の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
海賊対策に関するワークショップ開催経費	A	1	1,955		△ 1,955	△ 1,955	政策評価結果を踏まえ、他の海上安全保障政策関連予算を重点的に要求するため、本件経費については予算要求を行わないこととした。	
国際連合平和維持活動等に関する調査及び広報・理解増進に係る経費	A	1	25,896	3,860	△ 22,036	△ 21,630	政策評価結果を踏まえ、他の国際平和協力関連予算を重点的に要求する一方、本件経費について事業見直しによる経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
平和構築人材育成事業関係経費	A	1	126,168	141,025	14,857	△ 9,715	政策評価結果を踏まえ、人材育成事業費に必要な予算を重点的に要求する一方、業務管理費について経費縮減を図り、予算の増額要求を行った。	
国連政策研究会開催経費	A	1	755	391	△ 364	△ 364	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
安保理の主要議題に係る国際会議開催経費	A	1	5,349	4,556	△ 793	△ 675	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
平和構築活動支援経費	A	1	5,230	2,617	△ 2,613	△ 2,613	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
人権問題セミナー開催経費	A	1	2,895		△ 2,895	△ 2,895	政策評価結果を踏まえ、他の人権問題関連予算を重点的に要求するため、本件経費については予算要求を行わないこととした。	
軍備管理・軍縮問題専門家会議等	A	1	7,099	6,089	△ 1,010	△ 1,010	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
拡散に対する安全保障構想(PSI)関係経費	A	1	8,571	7,022	△ 1,549	△ 1,400	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（出張旅費の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
原子力協定締結関係経費	A	1	16,186	9,144	△ 7,042	△ 6,803	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
科学技術外交及び宇宙外交推進専門家交流関係経費	A	1	5,549	3,714	△ 1,835	△ 1,835	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
国連主要議題に係るセミナー開催経費	A	4	3,338	3,012	△ 326	△ 326	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）による経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 52,187		

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省総合外交政策局

施策名	国際の平和と安定に対する取組 (政策評価書 207 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組
施策の概要	国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－1－1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 Ⅱ－1－2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策 Ⅱ－1－3 国際平和協力の拡充、体制の整備 Ⅱ－1－4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 Ⅱ－1－5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 Ⅱ－1－6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅱ－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－1－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－1－2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－1－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－1－4 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－1－5 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅱ－1－6 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★☆ (施策の必要性) 1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について 我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われている中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画機能の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、さらに外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。 2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について 依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等の開催を通じ、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させる必要がある。 我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、日本政府としての対応が必要となる課題と言える。 3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について	

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連 PKO 等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連 PKO 等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層大きな国際的脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。

(2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。

(3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等）が必要である。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、世界の平和と繁栄を推進する上で、普遍性を有する唯一の国際機関である。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症などグローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠である。今日の国際社会を反映した、正統性を持つ国連の実現に向けて、我が国として、改革の議論を主導していくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成 17(2005)年 9 月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18(2006)年 3 月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、国民の人権の保護・促進の観点から、障害者権利条約（仮称）等の人権条約の締結を目指した取組、個人通報制度の受入れの是非についての検討、子の最善の利益の観点からハーグ条約の締結の可能性に

についての検討を進める必要がある。

（３）我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

（施策の有効性）

１ 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策の関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を目指し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。

２ 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び P-3C 哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策と言える。

３ 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際平和協力法に基づく国連 PKO 等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的の達成に向け、着実に前進している。

４ 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

（１）テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G 8、金融活動作業部会（FATF）等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組みを整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF 等による相互審査や技術協力等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

(2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。

麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、第2位の国連財政負担国として、改革に向けて十分に我が国の意図が反映されるためには、我が国として主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成を主導していくことが重要である。その観点から、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが有効である。さらに、啓発や広報活動等を通じ、国内外の理解の促進を図ることも重要である。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人→平成23年：765人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。

(2) そのため、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。

(3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるとともに、未締結の人権諸条約について必要な検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。

(4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、また既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

（施策の効率性）

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に関する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交

青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展した。このように、本件施策において、投入資源に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話と協力の場合である ARF を活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。

(2) ソマリア沖海賊の多発・急増により早期の対策が求められたという外的要因並びに自衛隊の派遣に必要となる諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果をあげ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G 8 の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。加えて、「日 ASEAN テロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日 ASEAN 間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日 ASEAN 統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かすなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN 各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以下のような進展が見られ施策が進展した。

(1) 安保理改革及びその他の国連改革

政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めることに貢献した。また、行財政面でも、他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、国連が限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう改革の推進を推し進めた。

(2) 邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。また、事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。事

業仕分けの提案を受け、国連政策に関する啓発・広報活動に従事する国連広報センター（UNIC）の経費削減に向けて取組を強化した。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

人権理事会のレビューの議論において、我が国は一貫して人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様に、平成 23(2011)年 1 月に新たに活動を開始した国連ジェンダー新機関（UN Women）に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張してきている。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増傾向を踏まえ、保護費支給に当たっての新たな基準を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き、強化に努めていく。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF において、優先的に取り組むべき 5 つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動）等における協力推進に向けた貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し（国際機関への拠出も含む）、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

（1）国連 PKO への協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであるとの認識の下、更なる人的・物的貢献について検討していく。

（2）我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、引き続きあらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、また、改革の議論を主導していくべく、取組を推進する。さらに、有識者や NGO との連携促進、研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し、我が国の施策に対する内外の理解促進に取り組む。更に、国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

（1）平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっていてところ、人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していく。

（２）人権状況に深刻な問題がある国については、（国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに）二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

（３）政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるほか、障害者権利条約（仮称）の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討、ハーグ条約の締結の可能性についての検討を真剣に行う。

（４）難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成 22(2010)年度からの第三国定住による難民の受入れ事業（パイロットケース）を、引き続ききめ細やかに実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること。

（目標の達成状況）

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

評価の切り口 1：知見の蓄積を目的とした委託調査、会合の実施による外部有識者との連携強化
その時々的重要な国際的課題（平成 22 年度に取り上げたテーマ：「台頭する新興国と日本外交」、「日米関係の今後の展開と日本の外交」、「アジア太平洋地域における各種統合の長期的な展望と日本の外交」、「将来の国際情勢と日本の外交」）に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。

故福田赳夫元総理の提唱により設立され、各国の元首経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合（元老会議、通称「OB サミット」）が、平成 22 年度には「核兵器廃絶に向けて」をテーマに広島で総会を開催（４月）し、政策提言として総会最終声明を提出した。

さらに、外務省内において、外部有識者を招いた研究会を開催し、意見交換を行うなど、外部有識者との積極的な連携強化を図った。

外交政策調査員を採用し、政策企画機能の強化の各種研究調査を実施した。

評価の切り口 2： 対外発信事業の強化

政策スピーチへの取組を強化し、大臣等による発信効果の高いスピーチを作成し実施することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては、中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた。具体的には、第 3 回バリ民主主義フォーラムにおける前原外務大臣（当時）スピーチ「多様性の中の民主主義～アジアの特徴を力にして～」（平成 22 年 12 月 9 日）ではアジアにおける民主主義の深化の必要性について、また、米国のシンクタンクにおいて行った前原外務大臣（当時）スピーチ「アジア太平洋に新しい地平線を拓く」（平成 23 年 1 月 6 日）では日米両国がアジア太平洋で果たすべき役割について、さらに第 177 回国会における外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）では外交全般について、それぞれ発信の狙いにあわせて、諸外国政府及び国内外の世論に向けて効果的に発信することができた。

また、外交青書の作成などを通じ、外交政策について積極的に対外発信を行った。平成 22 年度当初には、平成 21 年の国際情勢と日本外交に関する平成 22 年版外交青書を国内外関係方面に

配布した。また、22年度末にかけて作成した平成23年版外交青書も国内外関係方面に製本次第配布予定である。外交青書全文は外務省ホームページで公開されているが、平均月50万件のアクセスがあることから、適切な対外発信が実施できているといえる。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

評価の切り口1：ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域における安全保障面での数少ない政府間対話と協力のある場であるARFでは、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、ARFとして2回目となる災害救援をテーマとした実動演習を我が国とインドネシアの共催で実施するなど「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。平成23年2月には日本、インドネシア及びニュージーランドを共同議長として第3回海上安全保障会期間会合（ISM）を東京で開催するといった貢献を日本として行っている。

こうしてARFが着実に前進している中、我が国は第17回閣僚会合を始めほぼすべての関連会合等に参加し、特に、海上安全保障に関する会合については我が国が主催した。さらに、日独、日仏等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行った。こうした多国間及び二国間の取組を通じ地域安全保障が促進された。

評価の切り口2：ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保

ソマリア沖海賊問題への対応については、平成21年6月に海賊対処法が成立し、「海賊行為」を我が国にとっての犯罪行為としてその処罰規定を設けるとともに、保護対象が我が国のみならずあらゆる国々の船舶に拡大された。平成22年7月、我が国政府は、海賊対処法（平成21年7月施行）に基づく海賊対処行動を平成23（2011）年7月23日まで1年間延長することを閣議決定した。海上自衛隊の護衛艦2隻は、平成23年3月末までに、累計232回の護衛活動で1,880隻の商船を護衛した。加えてP-3C哨戒機（2機）は、434回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。

また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他、第4回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。平成22年（暦年）におけるソマリア沖・アデン湾での海賊発生件数219件や乗っ取られた船舶数49隻は前年並みであったが、我が国を含む国際社会及び商船業界の努力の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊発生件数に対するアデン湾のみの発生割合は、平成21年には54%（218件のうち117件）、平成22年には24%（219件のうち53件）と大幅かつ着実に減少しており、アデン湾を航行する民間船舶の安全な航行の確保に貢献することができた。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

評価の切り口1：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

平成22年度は、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）への司令部要員・輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）への軍事監視要員の派遣、国連スーダン・ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣及び国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）への司令部要員・施設部隊の派遣に加え、以下の取組を新たに実施した。なお、平

成 23 年 1 月、我が国は、UNMIN の任務終了に伴い、同ミッションに派遣していた軍事監視要員を撤収した。

- (1) 国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) に軍事連絡要員 2 名を派遣
- (2) MINUSTAH への派遣に関し、実施業務に医療業務を追加
- (3) 国連待機制度に新たに司令部要員及び軍事監視要員を提供する用意がある旨を登録
- (4) 南部スーダンの分離独立を問う住民投票に 15 名から成る監視団を派遣

評価の切り口 2：平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績

平和構築の現場で活躍できる人材の育成という観点からは、本研修の終了後、平和構築関連の機関に就職できるかどうか为本事業の評価の重要な切り口の一つとなる。

これまで、同事業の日本人修了生の約 9 割は国連 PKO ミッション (UNMIS, 国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) 等) や平和構築に関連する国際機関等 (国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR), 国連開発計画 (UNDP) 等) に就職しており、本事業が大きな成果を上げていることを示している。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

評価の切り口 1：国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力が強化され、国際テロ対策の推進に貢献した。

評価の切り口 2：途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化

我が国の安全と繁栄にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODA を活用しつつ、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣、機材供与等、対象国のテロ対処能力の向上を支援した。

評価の切り口 3：国際組織犯罪対策における国際協力の進展

国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた社会経済開発支援・被害者保護事業を実施し、国際組織犯罪対策における国際協力に取り組んだ。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

評価の切り口 1：安保理改革及びその他の国連改革の進展

平成 21 年 2 月に国連総会非公式本会議で安保理改革の政府間交渉が開始された。我が国はこの交渉の進展に中心的な役割を果たしている。また、同年 1 月からは加盟国中最多となる 10 回目の国連安保理非常任理事国の任期を務めた。平成 22 年 9 月及び平成 23 年 2 月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることを狙いとして、安保理改革に関する G 4 (日本、ブラジル、ドイツ、インド) 外相会合を開催した。こうした取組を通じて、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、行財政分野においては、国連総会第 5 委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。

評価の切り口 2：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展

平成 22 年度は国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワークの定期的な開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラム（テーマ：「グローバルな国連・教育プログラムの課題と可能性」）の開催等を通じて有識者や NGO との連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。

評価の切り口 3：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国際機関における邦人職員数

（１）国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年 1 月 1 日現在。単位：人）

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
計	610	642	671	676	698	708	736	765
うち幹部職員	59	60	58	61	58	65	67	77

詳細は、成果重視事業「国際機関邦人職員の増強」を参照。

（２）空席情報メール配信サービス（国際機関における空席ポスト情報を毎月 2 回、電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約 300～400 件の空席情報を提供。）における配信件数（月平均の 1 年分。単位：件）

平成 18 年（暦年） 157,876 件
平成 19 年（暦年） 178,773 件
平成 20 年（暦年） 198,118 件
平成 21 年（暦年） 205,087 件
平成 22 年（暦年） 198,883 件

（３）ロスター登録（国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致と思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム）における登録件数（単位：人）

平成 18 年（月平均）893 人
平成 19 年（月平均）997 人
平成 20 年（月平均）1101 人
平成 21 年（月平均）1157 人
平成 22 年（月平均）1219 人

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

評価の切り口 1：国際社会の人権の保護・促進

（１）国際場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を提案し、いずれも過去最多の賛成票を得て採択）。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進（例：人権理事会においてカンボジア人権状況決議案を提案し、全会一致で採択）。

上記に加え、分野別の取組を推進（例：国連総会及び人権理事会においてハンセン病差別撤廃決議案を提案し、いずれも全会一致で採択。国連ジェンダー新機関（UN Women）の初代執行理事国に立候補し、当選。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者（児童、女性、障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種取組を支援）。

（２）二国間関係

	日中人権対話、日イラン人権対話、日カンボジア人権対話を実施し、各国内の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。その他、日 EU 人権対話を実施した他、米国やスイス等と人権分野に関する意見交換を実施。 (3) 主要人権条約の履行 児童の権利条約の政府報告審査に参加したほか、人種差別撤廃条約に係る委員会の最終見解に基づくフォローアップ情報を提出。我が国に新たに設置された UN Women 日本事務所との連携・協力等。 未締結の人権諸条約の締結の検討を推進（例：障害者権利条約（仮称）の締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非について検討（セミナーの開催等）、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の締結の可能性について検討（アンケートの実施等））。 評価の切り口 2： 人道分野での取組（難民等への支援） (1) 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れを新たに開始（平成 22(2010)年度は 5 家族計 27 名を受入れ）し、受入れ難民に対する定住支援等を行った。 (2) 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	Ⅱ－１－１ 特になし。 Ⅱ－１－２ ①第 177 回国会外交演説 ②第 177 回国会施政方針演説	①平成 23 年 1 月 24 日 ②平成 23 年 1 月 24 日	①「我が国はアジア太平洋地域において、米国やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外交を展開し、地域の平和と繁栄に貢献します。」 「3 月には、地域の災害対応能力の向上のため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）災害救援実動演習を共催します。」 「海洋国家である我が国にとって、海上航行の安全確保は重要な課題です。自衛隊等による海賊対処行動やソマリア周辺国の海上保安能力向上に向けた支援を継続します。」 ②「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」
	Ⅱ－１－３ ①第 65 回国連総会における菅総理（当時）一般討論演説 ②平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱 ③菅総理（当時）による外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」 ④第 177 回国会所信表明演説	①平成 22 年 9 月 24 日 ②平成 22 年 12 月 17 日 閣議決定 ③平成 23 年 1 月 20 日 ④平成 23	①「本年初め、未曾有の被害に見舞われたハイチにおいて、日本は現地の国連 PK0 に自衛隊施設部隊を派遣しています。」「東ティモールについては、先般、国連 PK0 への軍事連絡要員の派遣を決定したところです。日本は、今後も、国連 PK0 や災害救援活動に積極的に参加します。」 ②「我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動によ

		年 1 月 24 日 り積極的に取り組む。」 ③「民主党政権になって、国連 PKO に対しても、そのルールの中で許されたものについては積極的に対応していきたいと考え、従来 50 人程度であった派遣人員も現在は 380 人を超える派遣の状況になっております。今後も開発援助等に加え、国連平和活動、さらにはソマリア沖を含めた海賊対処活動、災害救難活動などの分野で、我が国にふさわしい貢献を促進してまいりたいと思います。」 ④「PKO を含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」
Ⅱ－１－４ ①第 177 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会外交演説	①平成 23 年 1 月 24 日 ②平成 23 年 1 月 24 日	①「テロ対策や PKO を含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取組みます。」 ②「米国における同時多発テロから 10 年目を迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は引き続き国際社会全体の課題であり、我が国としても取組を継続します。」
Ⅱ－１－５ ①第 177 回国会施政方針演説 ②第 177 回国会外交演説 ③第 65 回国連総会一般討論演説	①、②平成 23 年 1 月 24 日 ③平成 22 年 9 月 4 日	①「国連改革、安保理改革も主導していきます。」 ②「国連が果たす役割を重視し、その実効性を高めるべく、国連の組織改革と機能強化に積極的に推進します。特に、安全保障理事会が今日の国際社会を反映した正統性を備えた機関となるよう、安保理改革の早期実現及び我が国の常任理事国入りを目指し、積極的に取り組みます。また、国連を含む国際機関の邦人職員の増強に努めます。」 ③「すべての加盟国は、国連の組織改革と機能強化を積極的に推進しなくてはなりません。」
Ⅱ－１－６ ・第 177 回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	（人権人道分野について引き続き国連や二国間人権対話等の場を通じて働きかけること及び拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害問題について国連を含む国際社会との一層の連携に努めること、を表明）。

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

施策名	軍備管理・軍縮・不拡散への取組 (政策評価書 255 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
施策の概要	北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（2010 年 NPT 運用検討会議に係る取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っている。また、生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化等に貢献している。通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行っている。また、大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施している。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ （理由） 核軍縮・不拡散の分野においては、平成 22（2010）年 5 月の NPT 運用検討会議で合意された行動計画を着実に実施するための核軍縮・不拡散に関する地域横断的グループ（NPTDI）を我が国主導で立ち上げるとともに、国連総会では我が国の核軍縮決議が過去最多の共同提案国を得て圧倒的多数の支持によって採択された。また、被爆者等を非核特使として業務委嘱し核兵器使用の惨禍の実相を伝達するなど、「核兵器のない世界」の実現に向けて我が国として大きな貢献を果たした。 また、NPT、CTBT、BWC、IAEA 追加議定書等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた働きかけを行うなど、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むよう努力を行った。 さらに、平成 22（2010）年 6 月に採択された国連安保理決議第 1929 号を含む大量破壊兵器等の不拡散に関する安保理決議を着実に履行するとともに、拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家会合を我が国として初めて主催し、韓国主催の PSI 海上阻止訓練に護衛艦等を派遣して参加する等、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組に大きく貢献した。 加えて、武器貿易条約（ATT）の準備委員会等における議論の進展、小型武器の非合法取引に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトが着実に進展した。 （施策の必要性） 大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。特に、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際的な機運が高まる中、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ねていくこ	

とは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和と安定に大きく貢献できるものである。また、現実には多くの人を殺傷するばかりでなく紛争後の復興開発の阻害要因ともなっている、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非合法な小型武器等の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍縮・不拡散の取組が必要である。

（施策の有効性）

我が国を含む国際社会の平和と安全を維持できるよう、軍備管理・軍縮・不拡散の取組を進めていくためには、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むことが何よりも重要である。

例えば、一国が軍備管理や軍縮の取組に反して軍備拡張的な防衛政策をとり、あるいは、一国が不拡散の取組に反して拡散懸念国に大量破壊兵器等やその関連物資を提供すれば、かかる目的は全く達成されないことが容易に推察できることから分かるように、軍備管理・軍縮・不拡散の取組は二国間ないし多国間の協調的行動があって初めて有効となるものであり、施策に掲げる国際的な枠組みに沿った取組を行うことは、数少ない有効な手段と言える。

（施策の効率性）

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「評価結果」に列挙したような軍縮・不拡散体制の維持・強化に資する進展が見られた。このように、投入資源量に見合った、あるいはそれを上回る成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続していく。

【達成すべき目標，測定指標，目標期間，測定結果 等】

（施策の目標）

大量破壊兵器，ミサイル及び通常兵器への取組を通じ，我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること

（目標の達成状況）

評価の切り口：軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献

平成 22 年度は，軍縮・不拡散体制の維持強化に関し，以下のとおり注目すべき進展があり，我が国もその実現に積極的に貢献した。

（１）核軍縮・不拡散の観点から、「核兵器のない世界」に向けて，我が国は，平成 22 年 5 月の NPT 運用検討会議において，日豪共同提案（核軍縮・不拡散），IAEA 保障措置の強化，技術協力，軍縮・不拡散教育に関する 4 本の作業文書を提出し，各国から幅広い支持を得て，議論の基礎を提供した。また，同会議で 10 年ぶりに最終文書が採択されるよう岡田外務大臣（当時）のイニシアティブにより 6 か国の外相らと共に合意形成に向けた結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。さらに，本会議の成果を踏まえ，国際的な議論を主導するため，日本とオーストラリアは，9 月 22 日に核軍縮・不拡散に関する外相会合を開催し，地域横断的グループ(NPDI)を形成した。同会合の成果文書として NPT 運用検討会議での合意事項の着実な実施に貢献し，「核リスクの低い世界」に向けた現実的取組を進める決意を表明する外相共同声明を発表した。我が国は，

同グループにおいて、FMCT（カットオフ条約）の即時交渉開始や、核兵器国による核軍縮の報告フォーマット、軍縮・不拡散教育、IAEA 追加議定書の普遍化に向けた取組等でイニシアティブを発揮した。また、我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案（平成 22 年度は、「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」）が過去最多の共同提案国と共に圧倒的多数の支持で採択された。

（２）大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、輸出管理レジーム等の場で、これらの国連安保理決議や国連安保理決議第 1540 号をはじめとする不拡散に関連した諸施策が着実に履行されるような様々な取組を行った。また、二国間レベルの働きかけに加え、第 7 回アジア不拡散協議（ASTOP）や第 18 回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。その努力もあり、平成 22 年マレーシアは包括的な輸出管理を導入した。さらに、拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家会合を我が国として初めて主催したほか、韓国主催の PSI 海上阻止訓練に護衛艦等を派遣して参加する等、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。

（３）生物・化学兵器については、機会を捉え、非締約国に対して BWC 及び CWC への加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、我が国は、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC 及び CWC の国内実施強化の促進に貢献した。また、化学兵器禁止機関（OPCW）による査察の滞りない受入れにより、我が国の CWC 履行に対する信頼醸成に努めた。

（４）通常兵器については、我が国は、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進に積極的に取り組んでおり、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、早期に条約に加入するよう働きかけを行った。特に、クラスター弾に関する条約の第 1 回締約国会議においては、副議長を務めるとともに、普遍化セッションにおいて、議長を補佐する役割を担った。武器貿易条約（ATT）構想に関しては、平成 24 年の国連会議に向けて 2 回の準備委員会が開催されており、準備作業に貢献している。我が国が国連に決議案を提出し、採択された小型武器決議においては、政府専門家会合の開催が決定された。また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	①第 177 回国会所信表明演説 ②第 177 回国会外交演説 ③民主党マニフェスト 2010	① 平成 23 年 1 月 24 日 ② 平成 23 年 1 月 24 日	①「私が協力をお願いした延べ二十六名の非核特使の皆様が、被爆体験を語るため世界各国を訪れています。唯一の被爆国として、核軍縮、核不拡散の重要性を引き続き訴えていきます。」 ②「核軍縮・不拡散分野については、2010 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の合意の着実な実施を促進するとともに、昨年立ち上げた「核軍縮・不拡散に関する外相会合」の活動を進め、核リスクの低減を通じた「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会の議論を主導します。また、来年の核セキュリティ・サミットに向け、主催国韓国や米国との協力を強化し、具体的取組を進めます。イランの核問題に

			については、平和的・外交的解決を目指して、国際社会と連携しつつ、イランへの働きかけを継続します。」 ③「「核兵器のない世界」を実現するため、核兵器数の削減、核関連条約の早期実現、大量破壊兵器の不拡散に取り組むとともに、北東アジア地域の非核化をめざします。」
--	--	--	---

（注）外務省における評価方式：
実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

施策名	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力 (政策評価書 263 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ－3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
施策の概要	原子力の平和的利用を適切に促進しつつ、国際的な研究・開発を推進・強化し、科学技術分野の国際協力を推進すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅱ－3－1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 Ⅱ－3－2 科学技術に係る国際協力の推進	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅱ－3 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－3－1 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅱ－3－2 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (施策の必要性) 1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について 国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が出ている中で、原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題であり、我が国は、原子力先進国としてこの課題に積極的に貢献する必要がある。 福島第一原発の事故により、世界各国で原発の安全性に対する不安が高まっており、一部の国では原発停止の動きも見られるところ、我が国は、追加的な IAEA 安全基準の策定や原子力安全関連条約の強化を通じて国際社会で原子力安全向上に貢献する必要がある。 また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約 3 割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、不拡散上の業務を遵守しつつ、核物質の円滑な移転を確保する必要がある。 2 「科学技術に係る国際協力の推進」について 平成 20 年 5 月に総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」を総理及び関係大臣に意見具申して以来、平成 21 年 8 月の総合科学技術会議「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言及び平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、科学技術外交を強化・推進することが求められている。また、宇宙分野に関しては、平成 22 年 5 月に宇宙分野の重点施策が決定され、「宇宙外交の推進」及び「国際的な対応が必要な課題（宇宙ゴミなど）への対応」が求められる中、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。 (施策の有効性) 1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について 沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、原子力の平和的利用を推進し、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。原子力安全を向上させるためには、IAEA 安全基準の強化、IAEA 安全評価ミッションの拡充、原子力安全関連条約の強化等が有効である。 2 「科学技術に係る国際協力の推進」について 国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間協力及び多国間協力	

を通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。したがって、外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。また、各国が各種課題の解決に向け高い期待を寄せる我が国の科学技術を外交ツールとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

（施策の効率性）

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力において、実際に協力案件を実施する独立行政法人等を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、外務省としては「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、協議の枠組みの提供や協定交渉などで作業が重複しないように役割を分担するなど、限られた予算と人的資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に特化するよう努めた。その結果、前年度よりも多くの政策対話（国内開催3か国・機関（EU、米、ニュージーランド）、在外開催2か国（カナダ、オランダ））を実施し、スペイン、EUとの間でそれぞれ科学技術協力協定を新たに発効させ、科学技術先進国・地域との二国間協力を強化することができた。

（反映の方向性）

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

福島第一原発事故の収束、国際的な原子力安全の向上及び原子力の平和的利用を推進するための施策を企画立案し、実施する。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

省内外関係部局とも連携しつつ、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また、我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に引き続き取り組む。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

原子力の平和的利用を適切に促進しつつ、国際的な研究・開発を推進・強化し、科学技術分野の国際協力を推進すること。

（目標の達成状況）

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

評価の切り口1：二国間協定の交渉・協議の進展

ヨルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では1回、韓国との間では5回、ベトナムとの間では3回の交渉を経て、原子力協定を署名した。

評価の切り口 2：放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムは MOX 燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、平成 22 年度における MOX 燃料の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。

評価の切り口 3：核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施

既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の実施等の成果があった。

具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、平成 22 年度は、240 件以上（平成 20 年度は約 200 件、平成 21 年度は 200 件以上）にのぼった。

評価の切り口 4：新たな原子力技術・制度のための国際協力の進展

国際原子力エネルギー協力フレームワーク (IFNEC) の下での各種会合が実施され、成果があった。我が国は世界有数の原子力技術先進国として原発新規導入国に対して国際協力を実施しており、各種会合での議論を通じて、我が国の国際協力のあり方に関する考えを各国と共有すると共に、我が国の協力のあり方について検討する上で有益であった。我が国は、先進的な原子力技術を有する国として、IFNEC 等の国際協力を通じた我が国の協力のあり方の検討や、原子力利用にあたっては 3 S の確保が重要であるとの認識を国際的に普及することが出来た。

具体的には平成 22 (2010) 年 11 月、ヨルダンにおいて閣僚級会合（執行委員会）が開催され、共同声明が発出された。本共同声明の策定において我が国は主導的な役割を果たした。

また、同年 6 月、11 月に運営委員会が、5 月及び 12 月に基盤整備ワーキング・グループが、10 月には核燃料サービス・ワーキング・グループがそれぞれ会合を開催し、今後の協力のあり方や課題について理解を深めることができた。特に 10 月の核燃料サービス・ワーキング・グループは我が国がホストを務め、新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力の進展について我が国の考え方を各国と共有することで、有益な成果を得ることができた。

評価の切り口 5：国際原子力安全協力等を通じた核セキュリティの強化

欧州復興開発銀行 (EBRD) が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、一定の成果があった。福島第一原子力発電所の原子力事故に係る国際的な業務に対処した（現在も継続中）。

国際的な核セキュリティ対策強化に関し、平成 22 年 4 月にワシントンにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて鳩山総理（当時）が我が国の新たな 4 つの国際措置を発表するとともに、11 月のオバマ米大統領訪日の際には、次回核セキュリティ・サミット（平成 24 (2012) 年）の成功に貢献する観点から、日米核セキュリティ作業グループを設置する等、更なる活動強化に向けて一定の成果があった。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」(GI) の関連活動に積極的に参加し、一定の成果があった。

評価の切り口 6：非発電分野における原子力の平和利用に関する国際協力の実施

原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく活動（トレーニング・コースのホスト等）を実施した。我が国は、RCAにおいてリードカントリーを務める医療・健康分野（子宮頸がんの放射線治療分野）での事業の形成・実施計画の策定を行っており、平成22年度はプロジェクト全体として一定の成果があった。

評価の切り口 7：福島第一原発事故への対応

福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

評価の切り口 1：二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

平成22年度には、米国、ニュージーランド、カナダ、オランダ、EUとの間で政府間会合を実施して各種分野の協力について議論した。これにより、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、また、個別の政府間の協力分野について更なる協力の推進を確認することができた。

評価の切り口 2：イーター計画及びブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

平成22年7月、核融合炉の設計仕様、スケジュール、コストを定めた基本文書が関係機関間で合意され、イーター計画は本格的な建設期間に移行することとなった。また、平成22年7月に池田要初代機構長が勇退した後、本島修第2代機構長が就任し、我が国はイーター計画の準ホスト国として、イーター機構設立以来、機構長を輩出している。更にブローダー・アプローチ活動の円滑な推進に向け、我が国はブローダー・アプローチ協定下で実施されるプロジェクト計画についてEUと議論を継続した。

評価の切り口 3：宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進

宇宙に関するルール策定において、我が国の利益確保及び我が国の知見を活かした議論への更なる貢献、宇宙先進国としての指導的地位の維持のために、COPUOS 本委員会の議長ポストを獲得する等目標を達成した。また、我が国の宇宙技術を活用して、アイスランドの火山噴火の際に人工衛星のデータを英国政府に提供し、また、チリ鉱山落盤事故の際に宇宙技術を活用した下着類や宇宙食をチリ政府へ提供する等、宇宙外交を推進した。

評価の切り口 4：ISTC への支援を通じた協力の推進

平成 22 年度においても、我が国拠出及び民間企業拠出によるプロジェクトを実施・継続し、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。我が国は ISTC 理事会等に我が国理事等を派遣し、ISTC の運営に積極的に関与したほか、ISTC 設立から 15 年余りを経て設立時からのロシア及び CIS（独立国家共同体）諸国を取りまく環境の変化を踏まえ、ISTC 事務局の合理化に向けた働きかけ等を行った。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等

年月日

記載事項（抜粋）

Ⅱ－３－１

①第 177 回国会外交演説

②民主党マニフェスト 2010

①平成 23
年 1 月 24
日

①「（経済外交の「四つの柱」の）第 3 の柱は、インフラの海外展開です。アジアを始めとする新興国を中心に世界各国でインフラ需要が増加

		する中で、日本の優れた技術を積極的に展開し、日本経済の成長につなげたいと考えます。昨年、新興国においては初めて、我が国がベトナムにおける原子力発電所建設の協力のパートナーに選ばれました。（中略）今後も重点分野の原子力発電（略）について、（中略）新興国へのトップセールスを自ら先頭に立って行います。」 「2010 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の合意の着実な実施を促進するとともに、（中略）来年の核セキュリティ・サミットに向け、主催国韓国や米国との協力を強化し、具体的取組を進めます。」 ②「政府のリーダーシップの下で官民一体となって、高速鉄道、原発（中略）などのインフラシステムを国際的に展開。」 「核関連条約の早期実現をめざします。」
Ⅱ－３－２	①平成 22 年 12 月 24 日 ②平成 21 年 6 月 2 日	①Ⅲ. 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開 （１）アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進 （２）科学技術外交の新たな展開 ②第２章２（３）宇宙外交の推進 第３章２（３）外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）